インフルエンザ定点報告あたり報告数

インフルエンザは<u>定点把握対象疾患</u>であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている**定点医療機関**からのみ患者数が報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると<u>1 医療機関当たりの平均報告数</u>のことです。

厚生労働省・感染症サーベランス事業により、全国約 5,000 のインフルエンザ定点医療機関を受診した患者数が週ごとに把握されています。長崎県のインフルエンザ定点医療機関は、長崎県内に 70 カ所、長崎市保健所管内に17 カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が1週間で何人のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字です。したがいまして、定点当たり報告数が3 ならば、1 つの医療機関で1週間に3人のインフルエンザ患者を診療した、ということになります。

<u>この数字が 1 以上であれば、その地域は流行レベルに入ったことになり、</u> 10 以上なら注意報レベル、30 以上なら警報レベルの流行となります。警報 が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

2017 - 2018 シーズンの公表が、2017 年第 45 週から開始されました。今シーズンは、47 週で流行開始の指標 1 を超え、51 週で注意報レベル(10 以上)となり、第 3 週から警報レベル(30 以上)となりました。第 5 週(1/29-2/4)がピーク(54.33)で、その後、減少して、第 7 週、第 8 週と注意報レベルとなっています。

2018 年**第 8 週 (2/19-2/25)** の定点当たり報告数は **22.64** (患者報告数 112,070) となり、**第 7 週 (2/12-2/18)** の定点当たり報告数 **29.65** (患者報告数 146,774) よりも減少しました。ピークを過ぎましたが、注意報レベルです。

都道府県別では沖縄県(43.91)、高知県(32.27)、北海道(31.29)、 宮崎県(31.17)、鳥取県(29.41)、愛媛県(29.03)、鹿児島県(27.02)、 徳島県(26.70)、岡山県(26.55)、山口県(26.38)、岩手県(26.08)、 愛知県(25.92)、宮城県(25.88)、長野県(25.61)、富山県(25.42)、 滋賀県(25.25)、福島県(25.18)の順となっています。2県(石川県、福 井県)で前週の報告数よりも増加がみられましたが、45都道府県で前週の報 告数よりも減少しています。

国内のインフルエンザウイルスの検出状況をみると、直近の 5 週間(2018年第 4~第 8 週) では **B型が最も多く**、次いで AH3 型、AH1pdm09 型の順となっています。

詳細は国立感染症研究所ホームページ

(http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-map.html) を参照して下さい。

2018 年は、第 8 週(2/19-2/25)は長崎市($\underline{23.82}$)、長崎県($\underline{21.49}$)で、2018 年第 7 週(2/12-2/18)の長崎市($\underline{34.24}$)、長崎県($\underline{31.17}$)と比べますと、長崎市、長崎県ともに減少し、注意報レベルとなりました。

長崎市は、2017 年 47 週で流行開始の指標 1 を超えました。長崎県は、42 週で 1.03 と流行開始の指標 1 を超えましたが、43 週は 0.9 に減少しました。44 週以降 1 を超え、48 週、49 週、50 週で全国 1 位でしたが、51 週 2 位、52 週 3 位、1 週 5 位、2 週 7 位、3 週 6 位、4 週以降は 10 位以降となっています。

長崎市、長崎県ともにインフルエンザの流行開始の指標1を超え、第2 週-第7週と「警報レベル(30以上)」が続いておりましたが、第8週で「注意報レベル(10以上30未満)」となっています。引き続き注意が必要です。

(長崎県感染症情報センターHPより抜粋、1部改変)

インフルエンザ等の感染予防のために、十分な休息、手洗い、うがい、マスクの着用等を心掛けてください。

インフルエンザが疑われる症状として、のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、 頭痛、筋肉痛、関節痛、全身のだるさ等がみられましたら、早めに医療機関 を受診してください。

